

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
1	<p>(仮称)盛岡市立南部公民館及び児童センターの建設について</p> <p>長年懇談事項としている(仮称)盛岡市立南部公民館及び児童センター建設に係るその後の動きについて</p> <p>平成29年度の本宮地区まちづくり懇談会の懇談事項として懇談した後、当地区として平成30年3月市議会議長あて建設の請願をいたし、3月27日に趣旨を了として採択されました。</p> <p>平成30年5月には、教育委員会から公民館視察ということで市松園地区公民館と市見前南公民館の視察をさせて頂き最近建設された公民館の間取等を学ぶことができました。視察後の意見交換会で公園法の改正もあり、向中野小学校に近い盛岡南地区公園について検討してほしい旨申し入れいたしました。その後連絡のないまま、平成31年1月の本宮地区町内会連絡協議会新年会の市長挨拶では、向中野地区306街区への公民館及び児童センターの建設を進めるかの挨拶がありました。2月になり、教育委員会から、南部公民館及び児童センターの請願に係る意見交換会の話があり、教育委員会は、市長が新年会の挨拶の中で話があった向中野306街区の話となったが、本宮地区町内会としては、まず、以前話した向中野小学校に近い盛岡南地区公園の検討した結果公園法の改正を踏まえてどうだったかを確認しなければ306街区の話にはならないので、その辺の検討経過を御説明いただきたい。</p>	<p>盛岡南地区公園用地の活用についての検討結果については、平成31年2月に、本宮地区町内会連絡協議会の役員及び町内会長を対象とした意見交換会で、市から盛岡南地区公園用地の活用が難しいことと、306街区で児童センターとの合築の方向で進めたい旨の説明を行いました。改めて、盛岡南地区公園の活用の可否について、明確にしてほしいとの要請を受けたところです。</p> <p>盛岡南地区公園用地の活用の可否につきましては、国及び県に改めて確認したところ、児童センターについては、都市公園法第7条第2項により、占用物件として設置が可能です。当該公民館については、都市公園法により設置が可能な施設に該当しないことから設置できません。</p> <p>現在、児童センターは、盛岡南地区公園内に、(仮称)南部公民館は、306街区に整備する方向で検討しているところです。</p>	<p>教育委員会 生涯学習課</p> <p>子ども未来部 子ども青少年課</p> <p>都市整備部 公園みどり課</p>

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
2	<p>住環境の整備について 以下の点について懇談したい。</p> <p>(1) 交通事故防止対策について 西バイパス等の主要幹線道は終日渋滞が続くため、住宅街を迂回する車が多く、信号のない交差点や丁字路(同幅)にドット線の敷設を要望します。</p> <p>(2) 都市計画地区・調整地区との整合性について ア) 盛南地区の西仙北・北川線の延長上に道明地区区画整理事業が施行されて、地区を道路が南北に計画されているが、この道路は、今後も市の主要工業用地として市内外から注目され、雇用の促進とも大きな事業として位置づけされていることから早期の工事着手を要望します。</p>	<p>(1) 交通事故防止対策について これまでもドット線の敷設等を行い、交通事故防止対策に取り組んできましたが、今後とも現地の通行状況等を踏まえ、警察等関係機関とも相談を行いながら、敷設について検討します。</p> <p>(2) 都市計画地区・調整地区との整合性について ア) 西仙北北川線のうち、道明地区におきましては、国の交付金事業により、南仙北滝沢線交差部から津志田下飯岡線交差部までの区間を整備する計画となっています。 現在、西仙北北川線拡幅済みの南端と現道の市道鶴子道明線との接続はできていませんが、今年度は信号のある交差点から西仙北北川線として南進する暫定道路整備と西仙北北川線に東西方向で交差する畑返下鹿妻線の一部用地買収と暫定道路整備を予定しております。 順次、整備を進めてまいりますので、整備に伴う通行止など御不便をおかけしますが、引続きの御協力をお願いいたします。</p>	<p>建設部 道路管理課</p> <p>都市整備部 盛岡南整備課</p>

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>イ) 公共下水道整備を要望している下鹿妻地区は、2年前の答えでは、計画地区に入っているとされていますが、計画地区とは具体的に、今後どのように推進していくのかお知らせください。また、今後当地域に対する懇談を検討していただきたい。</p> <p>(3) 盛岡市の空き家対策について 盛岡市の各地区(町内会)での空き家の実態調査の要請に応じた経緯がありますが、その後の対応策等市側の所有者への申し入れ等について伺いたいです。</p>	<p>イ) 下鹿妻地区のうち、区画整理事業区域に隣接した北東部の一部の地域については事業計画区域となっております。この事業計画区域とは、下水道整備を行うための法手続きが済んでいる区域であり、平成30年度に工事着手したところではありますが、地質及び多量の湧水のため工事施工が困難な状況であったことから、今後の工事推進に向けて施工方法の見直しを現在進めており、決まり次第順次整備を進める予定です。</p> <p>また、南側の地域については、全体計画区域となっており、今後事業計画区域への編入が必要となりますが、市内各所の整備の進捗に併せ、順次編入を行うことになるものであり、時間を要する見込みとなっております。</p> <p>このため、早期の水洗化に向けては、浄化槽の補助制度の活用等公共下水道によらない手法も含め、地域の皆様と整備手法について御相談したいと考えております。</p> <p>(3) 盛岡市の空き家対策について 平成27年度に町内会・自治会の御協力をいただいて実施した空き家等実態調査においては、3,517件の報告をいただきましたが、その後、地域から個別に通報を受けた666件を含め、現在4,183件の空き地・空き家を把握しており、そのうち、建物の損壊や草木の繁茂など、問題のある空き家等は1,618件となっております。</p>	<p>上下水道部 下水道整備課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>ア) 周辺住環境に及ぼす影響</p> <p>イ) 所有者の確認</p>	<p>本宮地区では、90件の空き地・空き家が把握され、そのうち問題のある空き家等は44件となっております。</p> <p>ア) 周辺住環境に及ぼす影響 空き家が周辺住環境に及ぼす影響としましては、①防犯上の問題、②衛生環境の問題、③地域活性化の問題があるものと存じます。 防犯上の対策としては、施錠されていない空き家に不審者や子どもが立ち入らないよう、所有者に施錠や窓を板で塞ぐなどの対応をしていただいておりますが、所有者が不明の場合には、市が立入禁止の表示やトラロープを設置しております。 衛生環境の対策としては、樹木や雑草が繁茂することにより、害虫が発生したり、動物がすみついたりすることを防ぐため、所有者に専門業者を紹介するなど、実効性のある対応を進めております。</p> <p>イ) 所有者の確認 本宮地区の問題のある空き家等44件のうち、所有者については、44件全てについて固定資産税の課税情報や登記簿の確認により調査が完了しておりますが、1件のみ相続人がいない状況です。 また、33件については、市から文書等で適正管理を働きかけた結果、所有者が草刈を行ったり、建物が解体さ</p>	<p>市民部 くらしの安全課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>れたりして、問題が解決しております。</p> <p>今後も、定期的に状況を確認しながら、所有者に対する適正管理の働きかけを継続してまいります。</p> <p>所有者が不明又は所有者がいない空き家等であっても、倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する著しい危険が切迫している場合には、市が応急措置を行いますので、くらしの安全課まで御相談ください。</p> <p>空き家の利活用対策につきましては、平成27年度の実態調査で把握した空き家について、利活用の面から現地調査等を行い、平成29年度までに完了しております。</p> <p>現地調査において利活用が可能と判断された物件について、固定資産税の課税情報を基に所有者等を調査し、平成30年度に、当該所有者等に対し、空き家に関するアンケートを実施し、併せて空き家等バンク制度のお知らせを送付したところです。</p> <p>現在、アンケートの集計と分析を行っております。これらの分析結果は、空き家等バンク制度に活かしていく予定としております。今後も引き続き空き家等バンク制度の周知と物件登録の推進を図るとともに、更なる活用策を検討してまいります。</p>	<p>都市整備部 都市計画課</p>

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
3	<p>中央公園の整備について</p> <p>中央公園の整備は、盛南開発計画実施以前から地元に表示され、既に20年以上が経過していることから、以下の点について懇談したい。</p> <p>(1) 中央公園内の出入口の道路・歩道の整備は、基本的に計画されると思いますが、各施設等の連絡機能園路(道路・歩道)等を含む計画をお示しください。</p> <p>(2) 各施設の進入路をフェンス、パイプ等で防止対策として暫定的に工事を進めると伺いましたが、回答では、今後5年以上完成まで要する予定とのことですが、2年経過しても全く進んでいないと思われませんが、どのような対応をしているのかお示しください。</p> <p>(3) 今後の整備計画の中で、多目的広場の整備及び民家移転等未整備の計画はいつになるのか対応をお知らせください。</p>	<p>(1) 道路・歩道の配置につきましては、公園内の外周部に設けられた各駐車場や施設間を歩行者用の園路で連絡する計画となっており、これらの連絡機能園路は、広場等の整備時期にあわせて整備する予定です。</p> <p>(2) フェンス等の防護柵の設置につきましては、平成30年度に先人記念館北側の駐車場の外周にありました仮設ガードパイプを撤去し、防護柵を新設したところです。令和元年度も引き続き先人記念館周辺の駐車場や進入路について、通行の誘導も兼ねた植栽を施します。</p> <p>(3) 多目的広場等の整備スケジュールについては、移転家屋の規模が大きく、移転に要する期間が複数年に跨ることから、現在、移転スケジュールの協議を行っているところです。また、広場等の整備についても、複数年を要する見込みとなっております。市といたしましては、早期の整備に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>都市整備部 公園みどり課</p>

令和元年度 本宮地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年6月4日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>(4) 公園法の改正により保育所，コンビニ等の設置が可能等と地元の説明されましたが，今後の具体的な計画をお示しください。</p>	<p>(4) 平成29年に都市公園法が改正され，広場等の公園施設と，飲食店，売店等の公園利用者の利便性向上に資する施設の整備を一体的に行う者を公募により選定する制度の創設や保育園等社会福祉施設の設置が可能となりました。</p> <p>中央公園においても，この制度を活用し，飲食店や体験学習施設等と保育園，広場・園路等を整備する計画としており，保育園については，来春の開設を目指し，進めているところです。</p> <p>具体的な計画内容につきましては，事業者から提案された計画によりますので，あらためて情報提供をさせていただきます。</p>	<p>都市整備部 公園みどり課 子ども未来部 子育てあんしん課</p>